

京都大学	博士 (法 学)	氏名	陳 宛好
論文題目	植民地台湾における担保法と社会		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、旧台湾総督府法院文書を主な史料とし、植民地期台湾における担保法の発展とそれが台湾民衆社会に及ぼした作用とを、「多様性」、「植民地近代性」、「法曹の媒介」という三つの視座から分析する。</p> <p>まず、近代日本における不動産担保法制と担保慣行の発展を整理する。明治初期土地制度改革による土地の商品化、フランス法を参照した「地所質入書入規則」による近世土地担保法の再編、さらに条約改正の大きな外交的課題の下で、フランス法をモデルとする民法典編纂と、ドイツ式を採用した不動産登記制度の導入が行われる。法典論争によって旧民法施行は中止されたが、明治民法の担保法には色濃いフランス法の影響が残された。1905年には外国資本導入のため財団抵当制度も導入される。こうして形成された担保法制は、産業育成を使命とする勸業銀行の長期貸付などに寄与したが、民衆社会に与えた衝撃は大きく、不況下で土地集中兼併の手段となった土地担保法制をめぐっては、伝統的質地慣行と近代的所有・担保概念との衝突を示す各種の訴訟が提起された。一方では、社会の経済的要請から、権利移転型担保や根抵当など、従来の担保慣行から発展した取引慣行が早くから判例法によって承認を受け、法的に規律されるようになった。</p> <p>次に、植民地台湾における担保法の生成と発展過程を検証する。内地日本の条約改正及び法典施行とともに、植民地台湾における民事法制も樹立される。1895年から1922年まで明治民法が台湾に「依用」されたが、台湾人間及び土地に関する事項は民法によらず旧慣によるとされる。しかし、それらの「旧慣」は、日本人法曹が近代法の概念の下に台湾の土地担保慣習を再解釈したものであった。日本勸業銀行の台湾進出にともなう1903年の土地権利催告制度の導入及び旧慣胎権の抵当権化、1905年の台湾土地登記規則制定も重要な変化をもたらした。1923年以降、民法と不動産登記法は台湾に「直接施行」される。</p> <p>担保法制の発展は台湾社会の金融に大きな影響を及ぼした。本論文はこれを金融機関ごとに分析する。第一に、日本勸業銀行は、主に台湾人地主に対し胎権・抵当権設定を通じて不動産担保貸付を行っていた。貸付回収は全般に良好であるが、法院文書には、複数の不動産を共同抵当に取っている場合、家産管理権や相続権の有無に由来する紛争が現れている。第二に、台湾銀行は、手形資金の貸付契約が大半を占め、内地の銀行もよく使用する根抵当の設定を行っていることが多い。勸銀が一番抵当権をもち、台銀は二番・三番の根抵当権を設定した例が多かった。法院文書には、抵当権実行の際の弁済順位や処分に関する紛争が現れている。また台銀は、工場胎権の設定を通じて日本資本の糖業会社に融資していた。第三に、信用組合は、非典型担保を含む多様な担保方法</p>			

を通じて、中小工商業者に対する融資を展開していた。とりわけ原料・製品・生産道具等の資産に対し担保価値を評価する譲渡担保は中小産業の融資にとって重要な意義を持ち、植民地法院もその有効性を認めていた。

法院文書には、同時期に作成された公正証書も含まれており、本論文ではこれらの契約文書の網羅的分析を通じて、時期・対象・当事者ごとの契約の特性を検討する。属人・属地主義を併用する1922年までの台銀の各契約書では、担保目的物と契約締結者に応じて、異なる法制、異なる名称の担保契約を使い分けている。清代以来、台湾社会で伝統的によく利用された「典」は、植民地期に入ると、銀行や信用組合では全く利用されていないが、個人間の金銭貸借には依然として使用されていた。植民地台湾における法学者・法曹の典権の性質に対する見解は一樣ではなかったが、契約書に見える「典」は、ある時には伝統的な典契字の表現が色濃く残り、ある時には不動産質権のように用いられ、またある時には売買に近いものとされるなど、常に流動的であることが分かる。権利移転型担保は在台日本人が使用することにより、信用組合との取引のみならず、次第に台湾社会に一般的な金銭貸借の担保手段として浸透していった。しかもその契約書式の変化からは、内地の大審院判例が、権利移転型担保の法的構成を所有権的構成から担保的構成へ移行させていく過程が忠実に反映していることも明らかになる。

金融機関が関与した担保訴訟においては、弁護士依頼の割合が高く、この紛争領域で法的専門知識が不可欠であったことがわかる。典権設定公正証書においては法曹の介入があまり見られないが、典をめぐる訴訟になると日本人弁護士が訴訟代理人をしていることが普通である。法律専門家たる弁護士は、当事者と近代法又は法院とを繋ぐ媒介者としての役割を果たしていた。台湾人当事者は日本人弁護士への依頼を排斥することがなく、むしろ積極的であった。彼らは単に近代法に規定される受動的な存在であるにとどまらず、逆にその近代法を自ら利用しようとする、一定の主体性を発揮していた。本論文では、商人かつ実業家である黄東茂が関与していた一連の担保契約文書の分析と、台中地方の在地有力者・張麗俊の日記「水竹居人日記」の検討を通じ、台湾人の側から捉えられた担保法制の姿を明らかにする。貸借の目的によって担保方法及び担保物が使い分けられていたこと、さらに、伝統的担保契約文書を使用しながらも、近代的担保契約の表現・用語も混合的に使用され、独特な契約形態が誕生していたことが分かる。弁護士、日本人及び台湾人代書の媒介を通じて、近代西洋法・概念は確実に台湾社会に浸透し、伝統的法慣行をも変容させていた。

こうして本論文は、植民地台湾法と近代日本法との連関、植民地台湾の社会における近代法的作用、また法曹の役割を実証的に検証した。植民地における人々は、近代法やその規律化的作用を一定程度受けながらも、ある時には自らそれを利用し、ある時には依然として旧来の慣行を選択し、またある時には近代法を適度に変形させながら取り入れて混合的な契約形態を創出するなど、主体的に行動していた。弁護士・代書等の介入は、上記の選択を左右する重要な鍵でもあった。台湾における法の植民地近代性は、まさにこれら法律専門家たちと民衆とが一体となって構築したものであったと、結論づけられている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、2008年に初めて一般に利用可能となった旧台湾総督府法院文書をいち早く史料として駆使した、世界的にみて先駆的な業績であり、かつ、具体的事案から法的側面に関する情報だけでなく、社会・経済史的情報を最大限に引き出して、法と社会との連関を分析することに成功した、優れた研究成果である。

担保法制を素材とした理由について著者は、それが人々の経済生活に深く関係し「社会の要求や変化に対して敏感な法領域であるため」と説明しているが、事実、判決や契約文書の分析からは、制定法のみならず、それらの背後において、さまざまな在地の伝統的担保慣行や日本から持ち込まれた担保慣行が、変化し組み替えられながら利用されていることが確認され、生きた社会の現実の中で法を捉えるという、著者が自ら設定した課題に確かな回答を与えている。後半部では、実業にも関与していた当時の地方有力者の日記も活用され、法を社会から捉えるという試みに周到な補強も施されている。

本論文において特筆すべきは、大量の契約文書の史料としての活用である。これを可能にしたのは、植民地台湾では公証事務が法院付属の施設で行われていたため、結果的に大量の公正証書が法院文書に含まれて残存したという僥倖があったためであるが、日本国内ではどの時期を対象としても、公正証書をこのように悉皆調査して史料として活用した研究はかつてなされたことがないだけに、この研究によって、ある時期の日本主権下の地域において社会で締結されていた契約を網羅的に分析するという、きわめて興味深い研究が初めて提示されたことになる。各金融機関が貸付の目的に応じて異なる契約形態を使い分けていたこと、権利移転型担保の契約書式の文言が大審院判決を受けて迅速に変化していることなど、本論文で示された興味深い分析結果は、日本国内における法実務の推移を検討するに際しても、示唆するところの多い貴重な成果であるといえる。

ただし本論文の弱点として指摘し得ることは、豊富な史料を駆使して興味深い観察を多々引き出しつつも、それらをさらに抽象化して、高度に理論化しようとする姿勢には乏しいことであろう。担保法制と社会との関わりという主題に即しては、金融法制の展開と経済発展との関係について、より大胆な仮説をもってする理論化を試みてもよかったように思われるが、著者は史料から確実に帰納できる分析結果の提示にとどめる禁欲的態度に終始している。また著者自身が理論的課題として掲げる「植民地近代性」の観点に関しても、本論文では、植民地民衆の担保法制に対する主体的関与を指摘することによって一定の回答を与えてはいるが、課題の重要性に比してみるとなお十全なものとはいえない。ただしこれらの理論的課題に著者が今後の研究で

応えていくために、基礎となるべき確実な成果は、本論文において達成されていると評価してよいであろう。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。なお、平成24年2月3日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。